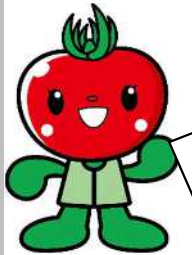


北本市子どもの権利相談 とまちゃんち通信 第7号



もうすぐ卒業や進級ですね!! みなさんは、どんな1年でしたか?

きたもと子どもの権利4つの柱を意識して生活しましたか?

そこで問題、 に下の言葉を入れて完成させましょう。

{ 個性 子ども 自分 参加 尊重 仲間 健康
遊んだり 守られる けんか 安心 差別 }

(答えは 右下にあります)

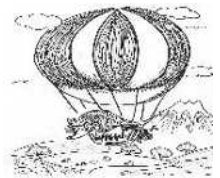
ア して生きる権利

- ・安心して あ に生活できること
- ・いのちが守られること
- ・愛情、理解をもって育てられること
- ・あらゆる暴力を受けないこと
- ・平和で安全なところで生活できること



イ らしく育つ権利

- ・勉強したり、遊んだり、休んだりできること
- ・ い が認められること
- ・自分のことを自分で決められること
- ・安心してすごせる居場所があること



ウ 権利

- ・子どもであることで、大人から う されないこと
- ・自分の意志や考えが尊重されること
- ・自分に関わる情報を勝手に集められたり、使われたりしないこと



エ する権利

- ・自分の意見を言えること
- ・自分の意見を言うために、援助が受けられること
- ・ え をつくって集まること



《とまちゃんち〇×クイズ》

子どもの権利について正しいと思えば〇、まちがईと思えば× を()に入れよう！
(答えは右下をみてね)



原田さん



下川さん



できた
トマ！

Q1 子どもは、病気やケガをしたときは、手当てを受けることができる。()

Q2 子どもは、勉強や習い事だけでなく、遊んだり、休んだりできる。()

Q3 子どもは、困ったことや心配なことをまわりに相談することができる。()

Q4 子どもは、大人ではないので、自分の考えや思ったことを言てはいけなई。()



安さん



安田さん

面談



電話



相談してね



フォーム



手紙

きたもと子どもの権利相談

おはなし こーる
0120-0874-56

(おとな 048-590-5011)

月～金曜日 (休みの日はのぞく) 午前 **10** 時 **30** 分～午後 **6** 時

〒364-8633

北本市 本町1丁目 111 番地

北本市役所 2階 人権推進課

秘密は必ず守ります。 あなたの気持ちを大事にします。

(こたえ 010 020 030 04×)